（在外投票用封筒の記載）

第五十六条　法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする投票人は、令第九十四条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合（次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。）においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号（当該投票人が在外選挙人証の交付を受けている場合にあっては、在外選挙人証の交付番号。以下この条において同じ。）を記載しなければならない。

［２～５　略］

（指定在外投票区等における投票録の様式）

第六十五条　［略］

２　法第六十二条第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、第二十三条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

３　法第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、第五十五条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その三に準じて調製しなければならない。

別記

［削る］

別記第三号様式（投票人名簿登録証明書交付申請書の様式）（第二条関係）

投票人名簿登録証明書交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第10条の規定により投票人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

氏　　名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長　　氏　　名あて

添付書類

船員手帳（船員である旨の証明書）（実習生については、法第61条第７項に規定する船員手帳に準ずる文書）

［備考　略］

別記第四号様式（投票人名簿登録証明書の様式）（第二条関係）

［様式　別紙一　挿入］

別記第五号様式（投票人名簿の抄本の閲覧の申出書の様式）（第三条関係）

［様式　別紙三　挿入］

［削る］

（在外投票用封筒の記載）

第五十六条　法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする投票人は、令第九十四条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合（次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。）においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号（当該投票人が公職選挙法第三十条の六第三項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合にあっては、在外選挙人証の交付番号。以下この条において同じ。）を記載しなければならない。

［２～５　同上］

（指定在外投票区等における投票録の様式）

第六十五条　［同上］

［新設］

２　法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、第五十五条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

別記

別記第三号様式（縦覧に供する書面の様式）（第二条関係）

別記第四号様式（投票人名簿登録証明書交付申請書の様式）（第三条関係）

投票人名簿登録証明書交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第10条の規定によって投票人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

氏　　名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長　　氏　　名あて

添付書類

船員手帳（船員である旨の証明書）

［備考　同左］

別記第五号様式（投票人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）

［様式　別紙一　挿入］

［新設］

別記第八号様式（縦覧に供する書面の様式）（第五条関係）